

令和7年度 DXを活用した6次化商品販売力強化事業 (DX専門家による支援) 支援対象者募集要項

1 目的

経営の改善意欲が高い6次化事業者に対し、公益財団法人岡山県産業振興財団が、デジタル技術等の専門的な知識を有するDX専門家(以下専門家という。)を派遣し、SNSやHP、動画等での情報発信の改善、ECサイトへの誘導など複数のDX技術を連携・活用した販売戦略、顧客分析などの取組を支援し、経営の改善・発展を推進する。

2 支援対象者の要件

本事業の支援対象者は、岡山県内に本社又は主たる事業所を有する6次化事業者(個人・法人)であって、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) すでに情報発信・販売に関するDXに取り組んでおり、デジタル技術を活用して、経営改善や事業の発展を図る意欲があること。
- (2) 経営状況に関する資料を事務局に提出可能であること。

3 支援の内容

SNSやHP、動画等での情報発信の改善、ECサイトへの誘導など複数のDX技術を連携・活用した販売戦略、顧客分析等の助言・指導等

4 支援期間

支援対象者決定～令和8年1月末まで

5 経費負担

支援対象者は、専門家の移動に伴う旅費交通費や助言・指導に係る経費負担はありません。ただし、その他の経営改善に専門家が直接携わる場合に係る経費は、自己負担となります。

6 応募方法

支援申込書兼事業計画書(別紙様式1)に必要事項を記入し、事務局へEメール(shinfo@optic.or.jp)により提出してください。

支援申込書兼事業計画書(別紙様式1)は、下記HPからダウンロードしてください。

https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/3462.html



7 募集期間

令和7年4月28日(月)～6月10日(火)

8 支援対象者数(予定)

6事業者程度

9 支援対象者の選定と結果の通知

提出された支援申込書兼事業計画書（別紙様式1）をもとに書面審査により支援対象者を決定します。また、審査後、申込者全員に対し速やかに結果を通知します。

10 審査後の手続き

具体的な支援内容及び専門家の選定は、支援対象者との面談を通じて決定します。また、原則として、支援対象者の事務所等に専門家を派遣し助言・指導を行います。

11 事務局（申込書類の提出先及び事業に関する問合せ先）

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 担当：角南、赤木
TEL：086-286-9677 FAX：086-286-9691
Eメール：shinfo@optic.or.jp URL：<https://www.optic.or.jp>

【様式1】

令和7年度 DXを活用した6次化商品販売力強化事業（DX専門家による支援）
支援申込書兼事業計画書

令和7年 月 日

公益財団法人岡山県産業振興財団

理事長 小林 健二様

企業名

(役職・氏名)

代表者

令和7年度DXを活用した6次化商品販売力強化事業（DX専門家による支援）の支援を受けたいので、次のとおり申込みます。

なお、当該支援申込内容について、公益財団法人岡山県産業振興財団、岡山県及び関係機関で共有することについて、あらかじめ同意します。

【申込者の概要】

1	所在地		
2	担当者氏名		
3	連絡先	TEL	
		E-mail	
4	資本金・出資金	円	
5	従業員数（役員等を除く）	人	
6	経営全体の売上高	約	円（直近期：R 年 月期）
7	農林水産業（一次産業）の概要 （簡潔に記載）		
8	支援を希望する6次化商品の 概要（名称や特徴を具体的に 記載）		
9	支援を希望する6次化商品 の現状と目標	① 販売実績額	約 円（直近期：R 年 月期）
		② 販売目標額	約 円（来 期：R 年 月期）
10	デジタル化の 現状	HP（ホームページ）	有 無
		EC（電子商取引）	有 無
		SNS（ライン・インスタなど）	有 無
		その他（具体的に記載）	
11	6次化の計画（総合化事業計画）の有無	有	無

【専門家による支援の内容】

(1) 6次化商品の課題点・問題点について（具体的に記載ください）

(2) 支援を求める内容

(3) 目標、効果

【誓約】

- (1) 当社は現在又は将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。以下同じ）に該当しないことを表明・確約します。
- (2) 当社は現在又は将来にわたって、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴財団の信用を毀損し、又は貴財団の業務を妨害する行為、⑤その他これらに類する行為を行っていないことを表明・確約します。
- (3) 当社が上記のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、本支援を中止されても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切当社の責任といたします。
- (4) 当社は、当社が暴力団等反社会的勢力でないことを確認するために、貴財団が行う調査に協力するとともに、必要に応じて本要請書に記載された情報を貴財団が岡山県警察本部に照会することに同意します。